教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成26年11月21日　東京都教育委員会

１　失効した免許状
　氏名　五十嵐　亮
　本籍地　茨城県
　生年月日　昭和55年５月16日
　⑴　免許状の種類及び番号
　　ア　中学校教諭一種免許状
　　教科　社会
　　免許状番号　平16中１第19715号
　　授与年月日　平成16年３月31日
　　授与権者　東京都
　　イ　高等学校教諭一種免許状
　　教科　地理歴史
　　免許状番号　平16高１第22295号
　　授与年月日　平成16年３月31日
　　授与権者　東京都
　　ウ　小学校教諭一種免許状
　　免許状番号　平18小１第434号
　　授与年月日　平成19年３月16日
　　授与権者　東京都
　⑵　失効年月日　平成26年９月４日
　⑶　失効の事由
　　教育職員免許法第10条第１項第２号該当
２　失効した免許状
　氏名　榎本　和茂
　本籍地　東京都
　生年月日　昭和51年９月22日
　⑴　免許状の種類及び番号
　　ア　中学校教諭一種免許状
　　教科　国語
　　免許状番号　平16中１第406号
　　授与年月日　平成16年８月１日
　　授与権者　東京都
　　イ　高等学校教諭一種免許状
　　教科　国語
　　免許状番号　平16高１第719号
　　授与年月日　平成16年８月１日
　　授与権者　東京都
　⑵　失効年月日　平成26年６月17日
　⑶　失効の事由
　　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、男性、身長161㎝、紺色長袖ナイロンジャンパー、白地青色ライン長袖ストライプシャツ、白色Ｔシャツ、黒色長ズボン、黒色ベルト、白色靴下、白色ブリーフを着用、白色軍手、茶色ハンドタオル、黒色短靴、カシオ製腕時計、銀色ＬＥＤライト、登山用ロープを所持

上記の者は、平成26年10月10日午前９時50分、滋賀県草津市馬場町地先山中（通称ショウケン山）で発見されました。死因は縊死。死亡日時は、平成26年３月頃と推定されます。

身元不明のため、当市営火葬場で火葬に付し、遺骨は当市営火葬場に安置しています。心当たりの方は、当市健康福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成26年11月21日
滋賀県　草津市長　橋川　渉

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50～60歳、身長160㎝位の男性、着衣は白っぽいジャンパー、紺色長袖ポロシャツ、紺色スラックス、黒っぽい靴下、白のスニーカー（26.5㎝）、所持品は方位磁石１個、犬形のキーホルダーが付いた鍵１本

上記の者は、平成26年４月６日午後５時00分頃に沖縄県南城市佐敷字小谷129番地城間方南西方約90メートルの山林内にて、発見された。

死亡の原因および状況は不明、死亡推定時期は平成15年頃から平成25年秋頃までの間とみられる。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は当市で保管しております。お心当たりの方は、本市福祉事務所社会福祉課まで申し出てください。

平成26年11月21日
沖縄県　南城市長　古謝　景春

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬し、墳墓等は処分することになりましたので、当該墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成26年11月21日　川崎市
１　墳墓等所在地　神奈川県川崎市麻生区早野732
１　墳墓等の名称　川崎市早野聖地公園
１　死亡者の区画番号、本籍及び氏名
　208区01側04番　東京都北区王子２丁目４番地　池田豊作　池田百代　池田茂男
１　改葬を行おうとする者　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地　川崎市長　福田　紀彦

公示送達

行政不服審査法第48条において準用する同法第42条第３項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成26年11月21日
越谷市長　高橋　努
１　送達を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　福島県福島市南沢又字上原１
　氏名　桑原　正法
２　平成26年２月４日から６日までに提起された異議申立てについて、本市は同年10月27日付けで決定をしたが、決定書の謄本を送達することができない。よって、当該決定書の謄本は本市において保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は本市情報公開センターに出頭のうえ受領されたい。

公示送達

行政不服審査法第48条において準用する同法第42条第３項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成26年11月21日　越谷市教育委員会
１　送達を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　福島県福島市南沢又字上原１
　氏名　桑原　正法
２　平成26年２月４日から６日までに提起された異議申立てについて、越谷市教育委員会は同年10月27日付けで決定をしたが、決定書の謄本を送達することができない。よって、当該決定書の謄本は本市において保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は本市情報公開センターに出頭のうえ受領されたい。

公示送達

行政不服審査法第48条において準用する同法第42条第３項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成26年11月21日
越谷市議会議長　守屋　亨
１　送達を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　福島県福島市南沢又字上原１
　氏名　桑原　正法
２　平成26年２月５日付けで提起された異議申立てについて、越谷市議会は同年10月27日付けで決定をしたが、決定書の謄本を送達することができない。よって、当該決定書の謄本は本市において保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は本市情報公開センターに出頭のうえ受領されたい。

公示送達

行政不服審査法第48条において準用する同法第42条第３項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成26年11月21日
越谷市長　高橋　努
１　送達を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　福島県福島市南沢又字上原１
　氏名　丹羽　正法
２　平成26年２月13日、同年３月26日及び同年４月９日付けで提起された異議申立てについて、本市は同年10月15日付けで決定をしたが、決定書の謄本を送達することができない。よって、当該決定書の謄本は本市において保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は本市情報公開センターに出頭のうえ受領されたい。

公示送達

行政不服審査法第48条において準用する同法第42条第３項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成26年11月21日　越谷市教育委員会
１　送達を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　福島県福島市南沢又字上原１
　氏名　丹羽　正法
２　平成26年２月13日付けで提起された異議申立てについて、越谷市教育委員会は同年10月15日付けで決定をしたが、決定書の謄本を送達することができない。よって、当該決定書の謄本は本市において保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は本市情報公開センターに出頭のうえ受領されたい。